

豊岡市記者配布資料

年月日	部課名	電話	責任者 (役職名)
2026 年 8 月 7 日(金)	行政管理部 財政課	0796-21-9014 (内線 2051)	真狩直哉 (課長)

(件名)

令和 8 年度 補正予算の概要

(内容)

下記のとおり、専決補正予算を編成しましたのでお知らせします。

記

1 一般会計補正予算第 2 号

- (1) 専決補正予算額 13,414 千円
- (2) 専決日 8 月 7 日(金) 付
- (3) 予算の内容
 - ア 令和 8 年熊本地震被災地への支援
 - イ 農業の渇水緊急対策

《問合せ》行政管理部財政課(担当：真狩)
Tel 21-9014(内線 2051)

2026年度 一般会計補正予算（第2号）の概要

1 令和8年熊本地震被災地への支援

4,414 千円

危機管理課

令和8年熊本地震で被災した被災地のうち、兵庫県の対口支援（カウンターパート方式）先である熊本県宇城市に対し、家屋被害調査業務、罹災証明受付事務などの支援を行うため、職員を派遣する。

また、豊岡市では避難先として、市営住宅5室を確保しており、避難希望者があった場合、災害救助法に基づく被服、寝具その他生活必需品の給与を行う。

《財源内訳》

市町応援経費負担金

93 千円

一般財源

4,321 千円

2 農業の渇水緊急対策

9,000 千円

農林水産課

少雨と高温による渇水で農業用水が不足し、農作物被害の拡大が懸念される現状を鑑み、農業者がポンプ取水等の緊急対策を講じるために要した費用の一部を助成する。

《財源内訳》

一般財源

9,000 千円

専決日 2026年8月7日（金）

No. 1	事業名 令和8年熊本地震被災地への支援	補 正 予算額	4,414 千円
-------	---------------------	------------	----------

1 事業目的、趣旨等

令和8年熊本地震を受けて、7月30日に総務省応援派遣室から兵庫県への応援要請があった。

兵庫県のカウンターパートとして、熊本県宇城市が指定されており、本市においては、兵庫県が設定する第3陣以降、計5回の職員派遣を想定し被災地支援事業を行う。

2 事業概要

(1) 内 容

令和8年熊本地震で被災した被災地のうち、兵庫県の対口支援（カウンターパート方式）先である熊本県宇城市に対し、支援を行う。

計5回（1回当たり、事務職員2名、業務支援員※1名）の派遣を想定する。

※その他要請に応じ可能な支援を行う。

【人的支援】

家屋被害調査業務

罹災証明受付事務

【物的支援】

豊岡市では、避難先として市営住宅5室を確保しており、避難希望者があった場合、災害救助法に基づく「被服、寝具その他生活必需品の給与」等を行う。

(2) 事業期間

【職員の派遣期間】 2026年8月下旬から9月末

【市営住宅の受入開始】 2026年8月7日から

(3) 事業主体

豊岡市

(4) 今後のスケジュール

2026年8月21日以降計5回（各1週間程度）の職員派遣を準備する。

※詳細な日程は、兵庫県との調整により決定

(5) 全体事業費

4,414千円

（内訳）職員派遣にかかる経費（旅費、消耗資材等） 4,321千円

市営住宅避難者給与用消耗品 93千円

担当課名【危機管理課】（内線2191）

No. 2	事業名 農業渇水緊急対策事業補助金	補 正 予算額	9,000 千円
-------	-------------------	------------	----------

1 事業目的、趣旨等

少雨と高温による渇水で農業用水が不足し、農作物被害の拡大が懸念される現状を鑑み、農業者がポンプ取水等の緊急対策を講じるために必要な経費の一部を助成する。

2 事業概要

(1) 対象者

渇水対策を行う農業者、農会、土地改良区で、次の要件を満たすもの

ア 市内に住所を有すること

イ 市内で水稻・野菜・果樹等を生産していること ※家庭菜園は除く

(2) 対象経費

渇水対策に要する経費で、次に掲げるもの

ア 小型ポンプ等の購入または借上げに要する経費

(ホース等、必要不可欠な付属部品を含む)

イ 車両等(給水車・散水車・ミキサー車・トラック)の借上げに要する経費

ウ 取水、給水等に必要となる次に掲げる経費

(ア) 人件費

(イ) 燃料費及び電気代

(ウ) 修繕料

(エ) 委託費

(オ) 重機借上料

(カ) 工事費

(3) 補助対象期間

2026年7月8日(水)から8月31日(月)まで

(4) 補助率等

ア 対象経費の1/2以内の額(百円未満切り捨て)

イ 補助額の上限

(ア) 個人・法人が対策を行う場合 10万円

(イ) 認定農業者等・集落営農組合・農会・土地改良区が対策を行う場合 20万円

(5) 事業費

9,000千円

ア 個人・法人 10万円×70件=700万円

イ 認定農業者等・集落営農組合・農会・土地改良区 20万円×10件=200万円

(6) 申請期間

2026年8月24日(月)から10月30日(金)まで

担当課名【農業政策課】(内線2361)